

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
翌日が休日とする場合)
(当該の翌日)

告

示

鳥取県告示第千百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次とおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 次

◇告

示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（四件）（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定予定（造林課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◆人委規則
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◆公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者（衛生課）

准看護婦試験の実施（医務課）

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|---------------|--------------|
| 石丸こどもクリニック | 鳥取市天神町三一ー一 | 昭和六十三年十月十九日 |
| フジモト調剤薬局 | 鳥取市山根一本木六三七一六 | 昭和六十三年十月十五日 |
| 平本小児科医院 | 倉吉市西倉吉町二三一ー四 | " |
| 有限会社武本薬局 | 倉吉市西倉吉町二三一ー〇 | " |
| 大石医院 | 米子市昭和町七六 | 昭和六十三年十月二十九日 |
| クリニック三上 | | |
| 歯科 | | |

鳥取県告示第千百六十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月六日

| 名 称 | 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 |
|--------|---------------|------------|
| 下北条診療所 | 東伯郡北条町大字弓原四〇六 | 昭和六十三年九月三日 |

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年十二月六日

鳥取県告示第千百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|---------------|--------------|
| 足立医院 | 西伯郡淀江町大字淀江七九〇 | 昭和六十三年十一月十日 |
| 西川歯科医院 | 米子市上福原一五九七一一四 | 昭和六十三年十一月十三日 |
| 芦川外科医院 | 鳥取市田園町四丁目三八七 | 昭和六十三年十一月十五日 |
| 堀内診療所 | 鳥取市西品治新茶屋七四九一 | " |
| 森整形外科医院 | 倉吉市上井町二丁目九二二 | " |
| 田中医院 | 米子市夜見町二一六〇 | " |

| | | |
|----------|----------------|---------------|
| 上山整形外科医院 | 鳥取市湖山町東二丁目一〇三 | 昭和六十三年十一月十六日 |
| 前鳴眼科医院 | 鳥取市元町二二六 | 昭和六十三年十一月十八日 |
| 菊川医院 | 八頭郡若桜町大字別府一〇二 | " |
| 本家内科医院 | 八頭郡若桜町大字若桜一〇二〇 | 昭和六十三年十一月十九日 |
| 清水歯科医院 | 鳥取市湯所町二丁目二二三一 | 昭和六十三年十一月二十日 |
| 山本歯科医院 | 鳥取市扇町一二七 | 昭和六十三年十一月二十一日 |
| 市場医院 | 境港市馬場崎町一七七 | 昭和六十三年十一月十六日 |
| 近藤医院 | 米子市大篠津町四六九四 | " |
| 山本調剤薬局 | 鳥取市湖山町北一丁目四六三 | " |

鳥取県告示第千百六十七号

東伯郡東伯町大字矢下五九八山本一雄ほか六人の者が共同（矢下地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る矢下地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和六十三年十二月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百六十八号

日野町が行う土地改良事業に係る門地区の換地計画の認可申請について

は、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所
会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十九号

会見町が行う土地改良事業に係る大谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

昭和六十三年十二月六日

鳥取県告示第千百七十号

日南町が行う土地改良事業（農林地一体開発整備・パイロット事業神戸上地区農用地造成と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三代寺地区区画整理）を昭和六十三年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月七日から二十日間

縦覧に供する期間

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（松山農道）地区農道整備）を昭和六十三年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年十二月六日

鳥取県告示第千百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（六反田農道）地区農道整備）を昭和六十三年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第二項の規定により告示する。

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------------|--------------------------------|-------------------------|
| 事業主体 岩美町 | 土地改良事業の名称 団体宮ほ場整備事業浦富地区ほ場整備 | 工事完了年月日 昭和六十三年八月二十四日 |
|-------------|--------------------------------|-------------------------|

一 保安林予定森林の所在場所
倉吉市円谷字瀧ノ谷四〇六（次の図に示す部分に限る。）、四一九、東伯郡三朝町大字坂本字妙見谷一九四一の一、字入町一九四二、一九五五、字柳一九六二の一、大字神倉字向山四五八の一、四五八の二、四五九、字稗畠谷五一、五一二、東伯町大字倉坂字家ノ上一二五五、一二五六、大字杉地字家ノ上へ四七四、四七五、四八三の一、四八五から四八七まで、大字八橋字長坂三四四四の四、大字福永字北ノ谷三七四、三七五、三七七の一、字倉ノ谷三八〇の一、三八三、字伊屋谷四〇六（次の図に示す部分に限る。）、赤崎町大字大父字長楽寺九四三の九四、字宮ノ谷九九三の四、九九三の五、九九三の七から九九三の九まで、大字山川字柴尾八九六、八九七の一、八九八、九〇五、九〇五の一、九〇六、字東山根一六三の三、字尺善一六七、一六八、字東山ノ下一八六の一、一八八、一八九の二

二 指定の目的

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

三 指定施業要件

土砂の流出の防備

（二）次の森林については、主伐は、択伐による。

倉吉市円谷字瀧ノ谷四〇六・東伯郡三朝町大字坂本字柳一九六二の一・大字神倉字向山四五九・東伯町大字倉坂字家ノ上一二五五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一二五六、大字杉地字家ノ上へ四八三の一・大字八橋字長坂三四四四の四・大字福永字伊屋谷四〇六・赤崎町大字山川字柴尾八九六・八九七の一・八九八(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をできる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次
松本俊夫

鳥取県告示第千百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十三年六月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市夜見町字川西八
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市夜見町四九一

昭和六十三年十二月六日

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十三年十月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第二十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市夜見町字鉄道西
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市福市一八三一
添田悦子

人事委員会規則

公

告

公平委員会の事務を鳥取県に委託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を以下のとて公布する。

昭和六十三年十一月六日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

昭和63年12月6日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県人事委員会規則第111号

公平委員会の事務を鳥取県に委託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の10の項中

「村長部局 課長 室長」を「本

長部局 課長

に、「教育委員会事務局 教育長」を

「[]を「教育委員会事務局 教育長 教育次長」に改め。

この規則は、公布の日から施行する。

昭和63年11月25日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

| | | | | |
|---|--------------------|-------|------|-----|
| 1 | 一般毒物劇物取扱者試験の合格者 | | | |
| 宗 | 延徳仁 | 上田芳夫 | 上田浜田 | ひとみ |
| 谷 | 澤悦郎 | 森下久仁子 | 森下坂 | 陽一郎 |
| 漆 | 原雅樹 | 江崎広和 | 江崎雅 | 晴一郎 |
| 板 | 倉耕次 | 和明 | 和明晴 | 夫 |
| 茗 | 荷富道生 | 美利子 | 美利子泰 | 典美 |
| 岸 | 藤洋子 | 中江幸子 | 中江江 | 幸子 |
| 藤 | 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者 | 司 | 司豊 | 門 |
| 古 | 芦川洋 | 田村 | 田村 | 古門 |
| 門 | 浜田 | 井啓子 | 井啓子 | 幸夫 |
| 平 | 寺坂 | 三洋子 | 三洋子 | 井 |
| 井 | 高田 | 浩 | 浩 | 井 |
| 井 | 高田 | 高田 | 高田 | 井 |
| 井 | 高田 | 中江 | 中江 | 井 |
| 井 | 高田 | 幸子 | 幸子 | 幸子 |
| 井 | 高田 | 吉 | 吉 | 吉 |
| 井 | 高田 | 尾 | 尾 | 尾 |
| 井 | 高田 | 雅人 | 雅人 | 井 |
| 井 | 高田 | 好和 | 好和 | 井 |
| 井 | 高田 | 淳一 | 淳一 | 井 |
| 井 | 高田 | 美美 | 美美 | 井 |
| 井 | 高田 | 都美子 | 都美子 | 井 |
| 井 | 高田 | 小登 | 小登 | 井 |

鳥取県公認

昭和63年12月6日 火曜日 9

| | | | |
|------|------|------|-----|
| 大田 貢 | 西脇 恵 | 山口 浩 | 恵 |
| 中西綱 | 赤熊泰里 | 永千秋 | 秋和 |
| 川本山 | 吉田正堂 | 吉田正和 | 和一 |
| 根本山 | 本語 | 松田英一 | 英一 |
| 義高 | 樹英 | 榎尾哲 | ひろみ |
| 文渡 | 紀美 | 堀尾義治 | 治徳 |
| 剛子 | 樹紀 | 藤井勝司 | 司美 |
| 彦松 | 美子 | 上岡弘 | 弘美 |
| 佐岩 | 礼文 | 岡山 | 山根 |
| 光崎 | 雄敬 | 正弘 | 正弘 |
| 治江 | 直弘 | 大江 | 大江 |

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

大古戸 康子 本池 操

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館
鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

4 受験手続

(1) 受験願書の提出期間

昭和64年1月9日(月)から同月17日(火)まで(郵送の場合は、昭和64年1月17日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 修業証明書又は卒業証明書(昭和64年3月に修業又は卒業する見込みである者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、同年31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

エ 写真(出願前6箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦

6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,700円
- (2) 納付方法

1 試験の日時
昭和64年2月24日(金)午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
なお、県外から送付の場合は、現金を送付すること。

昭和63年12月6日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6023号 10

6 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857-26-7190）に行うこと。
- (2) 受験願書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒を同封すること。